

横浜市記者発表概要

令和2年11月26日
教育委員会事務局
教職員人事部教職員人事課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所 属	横浜市立高等学校
被 処 分 者	教諭（男性）
処 分 日	令和2年11月26日（木）
処 分 内 容	停職3箇月
監 督 者 責 任	厳重注意
概 要	当該教諭は、令和2年9月、女子生徒に対して車の中で手を握る等のセクシャル・ハラスメントに該当する行為を行った。

2 教職員人事部長コメント

教育委員会として、不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。
本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、不祥事防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

教職員人事部教職員人事課 Tel 045-671-3244